

法務省民商第1027号
平成20年3月25日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成19年法律第47号。以下「改正法」という。）、消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）及び消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令（平成20年厚生労働省令第38号）が本年4月1日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中「法」とあるのは改正後の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）を、「施行令」とあるのは消費生活協同組合法施行令を、「規則」とあるのは改正後の消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第1号）をいうものとします。

記

第1 地域による消費生活協同組合の区域の見直し

改正法による改正前の消費生活協同組合法（以下「旧法」という。）においては、地域による消費生活協同組合は、都道府県の区域を越えて設立することができないとされていたが、法においては、組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業の実施のために必要がある場合には、当該事業と共に事業（法第10条第2項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）とを併せて行う場合を除き、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域としてこれを設立することができるとされた（法第5条第2項、規則第2条）。

第2 事業の種類の拡大

旧法においては、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）が行うことのできる事業は、次の1から5まで及び8の事業とされていたが、法においては、これらに加え、次の6及び7の事業をも行うことができるとされた（法第10条第1項）。

- 1 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業
- 2 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業（6及び7の事業を除く。）
- 3 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 4 組合員の生活の共済を図る事業
- 5 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 6 組合員に対する医療に関する事業
- 7 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの
- 8 1から7までの事業に附帯する事業

4の事業のうち、共済事業又は受託共済事業（共済事業を行つてゐる組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業をいう。）を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社をいう。）その他厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（規則第4条各号に掲げるものに限る。）の事業（以下「保険会社等の業務の代理等の事業」という。）を行うことができるとされた（法第10条第2項）。

また、共済事業を行う消費生活協同組合であつてその収受する共済掛金の総額が施行令第1条第1項で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が同条第2項で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う消費生活協同組合連合会は、規則第5条で定めるところにより行政庁の承認を受けた場合を除き、共済事業、受託共済事業並びに5の事業並びにこれらに附帯する事業並びに保険会社等の業務の代理等の事業のほか、他の事業を行うことができないとされた（法第10条第3項）。

第3 公告に関する規定の整備

1 公告方法

組合の公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、①官報に掲載する方法、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、③電子公告のいずれかの方法を定款で定めることができるとされた（法第26条第3項）。

なお、旧法と同様に、公告方法は、定款の絶対的記載事項である（法第26条第1項第16号）。

2 電子公告に関する規定

公告方法を電子公告とする場合には、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の予備的な公告方法の定めを設けることができるとされた（法第26条第4項）。

組合が電子公告により公告する場合には、次の(1)又は(2)の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならないとされ、当該公告について電子公告調査機関の調査を受けなければならないとされた

(法第26条第5項、第6項、会社法(平成17年法律第86号)第941条)。

(1) 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告

当該期間を経過する日

(2) (1)以外の公告

当該公告の開始後1月を経過する日

3 債権者に対する個別催告の省略

組合が出資一口の金額の減少をする場合又は合併をする場合には、債権者保護手続のための公告及び催告をしなければならないが、当該公告を、官報のほか、定款の定めに従い②又は③の方法によりするときは、知れている債権者に対する各別の催告は要しないとされた(法第49条第5項、第68条第4項、第68条の2第6項、第68条の3第4項)。

第4 役員に関する規定の見直し

1 欠格事由の新設

次の者は、組合の役員(理事及び監事をいう(法第27条第1項)。以下同じ。)となることができないとされた(法第29条の3第1項)。

(1) 法人

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(3) 法、会社法(平成17年法律第86号)若しくは中間法人法(平成13年法律第49号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) (3)の法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

なお、(1)から(4)までの者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができないとされた(法第29条の3第2項)。

2 任期の見直し

(1) 理事

旧法においては、理事の任期は2年(定款で3年以内の別の期間を定めたときは、その期間。補欠の理事にあっては、前任者の残任期間)とされていたが、法においては、理事の任期は、原則として2年以内において定款で定める期間とし、定款によってこれを任期中に終了する事業年度のうち最終のものに係る決算に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げないとされた(法第30条第1項、第4項)。

(2) 経過措置

改正法の施行の際現に存する組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結前に在任するものの任期に関しては、改正法の施行後も、なお従前の例によるとされた（改正法附則第9条）。

したがつて、組合等の理事の任期は、次のとおりとなる。

- ア 本年4月1日在任していた者にあっては、従来の任期が満了するまで
- イ 同日以後に就任した者のうち、同日以後最初に終了した事業年度に係る決算に関する通常総会の終結前に就任したものにあっては、2年（定款で3年以内の別の期間を定めたときは、その期間。補欠の理事にあっては、前任者の残任期間）
- ウ 同日以後最初に終了した事業年度に係る決算に関する通常総会の終結後に就任した者にあっては、就任後2年以内において定款で定める期間が満了するまで（定款によって役員の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに係る決算に関する通常総会の終結の時まで伸長したときは、その伸長に係る期間が満了するまで）

3 役員に欠員を生じた場合の措置

法又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有するとされた（法第30条の2第1項）。

この場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができるとされた（法第30条の2第2項）。

第5 組合の機関等に関する規定の見直し

1 理事会の必置化等

組合は、理事会を置かなければならぬとされ、組合の業務の執行は、理事会が決するとされた（法第30条の4）。

2 組合の代表

(1) 代表理事の登記

旧法においては、理事は各自組合を代表するとされ、組合の代表権を有する者として各理事を登記することとされていたが、法においては、理事会は理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならぬとされ、代表理事が組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとされた（法第30条の9第1項）。これにより、法第74条第2項第5号の代表権を有する者としては、代表理事のみを「代表理事」の資格で登記すべきこととなつた。

代表理事の就任による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面として、代表理事の選任に関する理事会議事録、代表理事の就任承諾書、理事会に出

席した理事及び監事が理事会議事録に押印した印鑑についての市区町村長作成の印鑑証明書を添付しなければならない（法第85条第1項、第92条、商業登記法（昭和38年法律第125号）第148条、法人登記規則（昭和39年法務省令第46号）第7条、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第4項第3号）。

なお、理事会議事録に従前の代表理事が記名押印し、その押印に係る印鑑がその者が登記所に提出している印鑑と同一であるときは、上記印鑑証明書の添付を要しない（法第92条、商業登記法第148条、法人登記規則第7条、商業登記規則第61条第4項ただし書）。

（2）経過措置

改正法の施行の際現に存する組合の理事の代表権については、理事会が理事の中から組合を代表する理事を選定するまでの間は、なお従前の例によるとされた（改正法附則第11条）。

改正法の施行後において、理事会が理事の中から代表理事を選定した場合には、代表理事となる者について原因を「就任」として代表理事の就任による変更の登記を、従前の理事について原因を「代表権喪失」として退任の登記をしなければならない（法第77条第1項）。

なお、理事会議事録に従前の理事が記名押印し、その押印に係る印鑑がその者が登記所に提出している印鑑と同一であるときは、理事会に出席した理事及び監事が理事会議事録に押印した印鑑に係る印鑑証明書の添付を要しない（法第92条、商業登記法第148条、法人登記規則第7条、商業登記規則第61条第4項ただし書）。

3 理事会に関する規定

（1）決議要件

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行うとされた（法第30条の5第1項）。

（2）議事録

理事会の議事については、開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びに出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称等を内容とする議事録を作成しなければならないとされ、出席した理事及び監事は、議事録が書面をもって作成されているときにはこれに署名し、又は記名押印し、議事録が電磁的記録をもって作成されているときには当該電磁的記録に記録されている事項につき電子署名をしなければないとされた（法第30条の5第3項、第4項、規則第60条、第61条）。

（3）理事会の決議の省略

定款の定めに基づく理事会の決議の省略の制度が創設され、これにより理事会の

決議があったものとみなされた場合には、理事会の決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（法第30条の6、規則第60条第4項第1号）。

4 清算に関する規定

清算をする組合は、清算人会を置かなければならぬとされた（法第73条、第30条の4）。

法第72条の規定により理事が清算人となる場合において、代表理事を定めていたときは、当該代表理事が代表清算人となるとされた（法第73条、会社法第483条第4項）。

第6 合併に関する規定の整備

1 合併に関する規定

組合は、行政庁の認可を受けて、他の組合と吸收合併又は新設合併をすることができるところ、法においては、合併契約において定めるべき事項等についての規定が整備された（法第65条から第71条まで）。

2 効力発生日

吸收合併の効力は、登記の日ではなく、効力発生日又は行政庁の認可を受けた日のいずれか遅い日に生ずるとされた（法第70条第1項）。

なお、新設合併の効力は、旧法と同様に、登記の日に生ずる（法第70条第2項）。